

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約(案)

(設置)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号) (以下「法」という。) 第十九条の規定に基づき、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会 (以下「協議会」という。) を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 大阪府知事
- 三 大阪市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げるもの又はこれらの指名する職員をもって構成する。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が召集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させること

ができる。

- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は会議の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面評決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない委員は、書面をもって評決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 大阪府知事
 - 三 大阪市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該委員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 10 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 11 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整を行うため、別に定めるところにより、会議、又は部会に幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
及び大阪駅周辺地域部会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

（会議の基本方針）

第2条 会議・部会は公開とし、会議・部会の開催に必要な事項は別途定める。
2 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに、会議資料、会議要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

附 則

この要綱は平成 年 月 日から施行する。

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
及び大阪駅周辺地域部会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪駅周辺地域・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 傍聴を定める定員は10名とする。ただし、議長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

（報道機関の特例）

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- （1） はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- （2） 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- （3） 飲食又は喫煙をしないこと
- （4） 携帯電話などは受信音を出さないこと
- （5） 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会議の議長及び部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （6） 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- （7） 全各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長又は部会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。